

## 大阪市告示第40号

次の施設について、大阪市立老人福祉センタ一条例（平成16年大阪市条例第16号）

第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次とおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年1月14日

大阪市長 横山英幸

### 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立大正区老人福祉センター	令和8年2月21日（土）	午前10時から 午後8時まで

（福祉局高齢者施策部高齢福祉課）